

社会保障・税番号制度

—金融機関の義務的対応と民間活用の展望—

第4回

民間事業者の内部事務

NTTデータ経営研究所
金融コンサルティングユニット シニアコンサルタント

長谷川 純也

具体的な事務対応

民間事業者は、図表にあるおにも四つの立場のいずれかにおいて番号制度にかかわることとなる。ほとんどの民間事業者の立場は「②個人番号関係事務実施者」であり、これに該当する民間事業者において新たに必要となる具体的な事務は、大きく次の五つからなる。

(1) 番号の告知依頼・受付

従業員や取引先等に対して個人番号の告知を依頼し、書面やオンライン等の方法を通じて番号を受け付ける。個人番号の収

集対象者は従業員だけではなく、アルバイトや株主、取引先個人等も含まれる。法人番号については、国税庁においてWEBサイトで法人番号、法人等の名称、本店所在地等を公表することが予定されており、当該WEBサイトで法人番号を取得することも可能となる。

(2) 本人確認

告知した者が対象者本人であることを確認する必要がある。ただし、雇用関係にあること等から本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるときは、本

人確認を不要とすることも認められる。詳細は本連載第3回を参照されたい。

(3) 番号の真正性確認

受け付けた個人番号が対象者本人のものであることを確認する必要がある。個人番号の真正性確認については、通知カードのコピー等の証跡に基づくチェックや、必要に応じて個人番号カードのICチップに格納されている個人番号を利用することも可能である。なお、法人の場合、真正性確認(本人確認も含む)に該当する手続は通常の商取引ですで行われているもの

とみなされており、特段の規定はない。

(4) 番号登録・管理

個人番号を関係データベースに登録・管理する。その際、アクセス権限等の適正な設定・管理が求められる。また、特定の個人番号を利用する事務を行う必要がなくなつた場合には、可能な限り早期に当該個人番号を廃棄する必要がある。なお、法人番号は公開情報であるため厳密なアクセス制限等は必要ない。

(5) 調書・届出類の提出

所定の調書・届出書類に番号を付与し、国税庁や年金事務所等へ提出する。番号を記載する必要がある調書・届出書類としては、源泉徴収票、報酬等に係る支払調書、被保険者資格取得の届出等があげられる。省令レベルで規定されている国税の法定調書については、すでに2014年7月に定められているが、その他の調書・届出書類については詳細が判明しだい、本連載

事務対応上の課題
にて適宜解説することとした。

番号制度における四つの立場

| | |
|-----------------|---|
| ① 個人番号利用事務実施者 | 個人情報を効率的に検索・管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務の実施者をさす。おもに行政事務を処理する行政機関、地方公共団体、独立行政法人等が該当するが、企業年金を扱う事業者や健康保険組合等も①に該当する |
| ② 個人番号関係事務実施者 | 従業員や契約者等の個人番号を記載した調書・届出書類（源泉徴収票等）を行政機関等に提出する事務の実施者をさし、ほとんどの民間事業者が②に該当する |
| ③ 情報照会者・情報提供者 | 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の照会・提供を行う者をさし、おもに①の立場の者が該当する |
| ④ ①②から委託を受けた受託者 | ①②から事務処理の委託を受けた受託者が該当し、①②それぞれの立場の者と同様に個人番号を扱うことが可能となる |

個人番号関係事務実施者の課題としては、おもに以下の四つがあげられる。これらについては、14年秋をメドに特定個人情報保護委員会が作成する「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者向け）」（以下、「事業者向けガイドライン」とその別添資料である「特定個人情報の適正な取扱いに関する安全管理措置」（以下、「安全管理措置」）を参考にされたい。

本稿では8月末時点の事業者向けガイドラインおよび安全管理措置の素案に基づき記述している。

(1) 番号取扱い対象業務と取扱責任者の明確化

番号取扱い対象業務の検討にあたっては、自社の業務フローを可視化したうえで、法令等をふまえて影響を受ける業務を洗い出すことが求められる。これに基づき個人番号を記録するデータベース等を画定するとともに、個人番号の取扱いを行う責任者を定める必要がある。

(2) 番号の告知を依頼する対象者の明確化

(1)を行った後に番号の告知を依頼する対象者を具体的にリストアップする。また、どの対象者について、どのような方法で告知を依頼し、どのような方法で本人確認を行うかについても併行して検討する必要がある。

(3) 個人番号に関する安全管理の実施

個人番号が記録された画面の施錠管理等、まずは手作業による安全管理を行うことが考えられる。ただし、番号の受入れや調書・届出書類への記入に係る事務負担、あるいは事業者向けガイドラインをふまえて個人番号を安全に管理すること等を考慮すると、企業規模の大小にかかわらず内部事務に関するシステムの改修は必要になるだろう。個人番号に係るセキュリティ水準は安全管理措置を参考に設定

することになるが、少なくとも従来の個人情報以上に注意を払って管理する必要がある。個人番号にはさまざまな個人情報紐付けられて管理されており、一度流出した場合の影響が広範囲に及ぶことが予想されるためである。

(4) 基本方針・取扱規程の整備、従業員教育・研修の実施

安全管理措置では、番号法、個人情報保護関連法令、事業者向けガイドライン、個人情報保護法にもとづく主務大臣ガイドラインに準拠のうえ、特定個人情報等の安全管理措置に関する基本方針の策定、および取扱規程等の整備が求められている。また、基本方針や取扱規程は従業員に周知徹底することが重要であるため、とくに個人番号を取り扱う従業員に対して十分な教育・研修を行う必要がある。

次回回は金融機関における内部事務について解説する。

◆